
資料編

- 1 計画策定体制と策定経過
- 2 関係条例・要綱等
- 3 用語解説

1 計画策定体制と策定経過

(1) 計画策定体制

ア 環境審議会

会長 広瀬 盛行
副会長 中村 洋介

区分	委員氏名	役職等	備考
公募による市民 2人(男女各1人)	福島 洋治		
	御手洗 文代		
各種団体の代表 2人	志村 文也	青梅市自治会連合会会長	平成26年5月17日まで
	井上 一雄		平成26年5月17日から
	野崎 正巳	一般社団法人青梅市観光協会会長	平成26年5月23日まで
	小澤 徳郎		平成26年5月23日から
事業者 2人	石川 清	青梅市農業振興団体連絡協議会会長	
	中村 洋介	青梅商工会議所工業部会部会長	
学識経験者 2人	広瀬 盛行	明星大学名誉教授	
	米村 恵子	江戸川大学名誉教授	平成26年11月27日まで
	西浦 定継	明星大学理工学部教授	平成26年11月28日から
関係行政機関の職員 2人	丹野 紀子	東京都多摩環境事務所環境改善課長	平成26年4月1日まで
	根本 弘		平成26年4月1日から
	小野 博史	東京都森林事務所保全課長	平成25年4月1日まで
	川野 時一		平成25年4月1日から

イ 環境基本計画等懇談会

会長 渡邊 勇
副会長 榊原 八朗

区分	委員氏名	役職等
公募による市民 2人(男女各1人)	福田 宗治	
	鈴木 智子	
各種団体の代表 3人	濱田 光一	おうめ環境市民会議
	森田 幸平	青梅市環境美化委員連合会会長
	渡邊 勇	青梅・多摩川水辺のフォーラム代表
市内事業者の代表 3人	山崎 靖代	NPO法人青梅林業研究グループ
	川鍋 昭夫	西東京農業協同組合青壮年部部長
	小山 孝	三ツ原工業会会長
学識経験者 2人	小堀 洋美	東京都市大学環境学部教授
	榊原 八朗	明星大学デザイン学部教授

ウ 庁内の環境基本計画検討組織

(ア) 環境基本計画等検討委員会

委員長：大谷繁（水村和朗）

副委員長：青柳和広 小山高義

委員：星野和弘 斎藤剛一 石川裕之 小澤龍司 谷田部祐久 伊藤博司 伊藤英彦
橋本雅幸 福島信久 水信達郎 高水靖志 山宮忠利 大沢正美 荒井ヒロミ
島田登美子（志村正之）（為政良治）（並木伸二）（木村文彦）（宇津木博宣）
（朱通智）

※（ ）は前任者

(イ) 環境基本計画等検討部会

<低炭素社会部会>

高野剛志 小峰啓一 小峰誠 布田信好 加藤英二 柚木光伸 伊藤慎二郎（中村栄之）
（樽島章夫）（水信達郎）

<循環型社会部会>

高野剛志 横尾繁 師岡寛也 安藤喜憲 田島一紀 木下政廣（中村栄之）（浅田武）

<生物多様性部会>

横尾繁 吉澤武司 加藤英二 塩野和宏 藤原浩 福島悦重（木下政廣）（小峰啓一）
（伊藤慎二郎）

※（ ）は前任者

(2) 策定経過

開催期日	実施内容
平成25年 2月14日	市長から青梅市環境審議会に諮問
7月11日	第1回青梅市環境基本計画等検討委員会
7月19日	第1回青梅市環境基本計画等懇談会
9月13日	第2回青梅市環境基本計画等検討委員会
9月26日	第2回青梅市環境基本計画等懇談会
10月25日	平成25年度第1回青梅市環境審議会
11月 5日	第1回青梅市環境基本計画等検討部会 (低炭素社会部会、循環型社会部会、生物多様性部会)
11月 8日	第3回青梅市環境基本計画等検討委員会
11月14日	第3回青梅市環境基本計画等懇談会
平成26年 1月30日	第4回青梅市環境基本計画等検討委員会
2月25日	第5回青梅市環境基本計画等検討委員会
3月10日	第4回青梅市環境基本計画等懇談会
3月27日	平成25年度第2回青梅市環境審議会
3月28日	平成25年度市民座談会
3月30日	平成25年度市民座談会
5月28日	第2回青梅市環境基本計画等検討部会(循環型社会部会)
5月29日	第2回青梅市環境基本計画等検討部会(低炭素社会部会)
	第5回青梅市環境基本計画等懇談会
6月20日	第2回青梅市環境基本計画等検討部会(生物多様性部会)
7月18日	第6回青梅市環境基本計画等検討委員会
7月28日	第6回青梅市環境基本計画等懇談会
8月 6日	第3回青梅市環境基本計画等検討部会(循環型社会部会)
8月 8日	第3回青梅市環境基本計画等検討部会(低炭素社会部会)
	第3回青梅市環境基本計画等検討部会(生物多様性部会)
8月21日	平成26年度第1回青梅市環境審議会
9月18日	第7回青梅市環境基本計画等検討委員会
9月29日	第7回青梅市環境基本計画等懇談会
10月20日	第4回青梅市環境基本計画等検討部会(低炭素社会部会)
	第4回青梅市環境基本計画等検討部会(生物多様性部会)
10月21日	第4回青梅市環境基本計画等検討部会(循環型社会部会)
10月22日	第8回青梅市環境基本計画等検討委員会
10月27日	第8回青梅市環境基本計画等懇談会
11月 4日	平成26年度第2回青梅市環境審議会
12月15日	パブリック・コメント実施(平成27年1月7日まで)

開催期日	実施内容
平成 27 年 1 月 9 日	平成 26 年度市民座談会
1 月 11 日	平成 26 年度市民座談会
2 月 3 日	第 9 回青梅市環境基本計画等検討委員会
2 月 13 日	平成 26 年度第 3 回青梅市環境審議会
2 月 19 日	青梅市環境審議会から市長に答申



(3) パブリック・コメント実施結果

意見の要旨	市の考え方
第 2 次環境基本計画にもブルムボックスウイルスによる梅の再生問題について明記をお願いします。この問題は、今後 10 年間における青梅市の最重要課題の 1 つです。	ブルムボックスウイルスの問題につきましては、平成 25 年 3 月に「青梅市梅の里再生計画」を策定し、この計画にもとづき、市民、関係団体、事業者と協働し、一丸となり、梅の里の再生・復興に取り組んでおります。
素案の各項目は「推進します」「努めます」「図ります」といった定性的な表現になっていますが、いつまでに何をどうするのかといった具体的な数値目標とそのために必要な予算を公開していただけるようお願いします。環境報告書を確認しましたが、市の取り組みについては実施した、未実施等の結果が記されているだけで、その活動でどれ程の効果があったのかが分かりません。市の取り組みは環境負荷の低減が目標であり、〇〇を実施したと言うのは手段でしかありません。実施したことで良しとらないようお願いします。	各主体別の取り組み項目については環境行動指針であるため、定性的な表現に留め、具体的な数値目標についてはそれぞれの個別計画や個別事業の中で検討します。また、環境報告書の内容については、御意見として承ります。
「第 2 章 3 (2) 生物多様性をめぐる動き」 国家戦略だけでなく、東京都における生物多様性の取組を記載することが必要だと思います。国→東京都→青梅市という、よりローカルで主体的な取り組みが必要であることを強調すべきだと思います。また、都内の自治体でも地域戦略の策定が進んでいます。近隣ではあきる野市、羽村市などが策定しています。青梅市もこうした潮流にとり残されないようにする必要があると思います。	生物多様性をめぐる動きについて、国の記述のほか、東京都における生物多様性に関する計画や方針についても追記いたします。

意見の要旨	市の考え方
<p>第3章3(2)【背景】 「その淡水の大部分は南極や北極の氷山などであり」を「その淡水の大部分は地下水や南極や北極の氷山などであり」にした方が良いと思います。 存在比は氷河が2%あまり、地下水が0.6%程度ですが、遠い存在である氷河だけでなく、身近な地下水の重要性を意識してもらうのには入れた方がいいと思います。</p>	<p>地下水の重要性を意識していただくため、地下水にも触れた表現に修正させていただきます。</p>
<p>第4章3”緑”「身近な自然」 「クリ・コナラなどからなる広葉樹林(雑木林)が多く」を「クヌギ・コナラなどからなる広葉樹林やアカマツ林などの雑木林が多く」にした方が良いと思います。 青梅市内ではクヌギ・コナラ林の方が多いためです。また昭和40年までは雑木林としてのアカマツの面積も多かったです。</p>	<p>クヌギおよびアカマツについて記述を追加・訂正いたします。</p>
<p>第4章3”緑”「身近な自然」 表題に「(丘陵地・湧水・谷戸・平地林・湿地・崖線等)」とありますが、谷戸・平地林・湿地についての記載がありません。谷戸については、丘陵地での水田耕作の場所として伝統的に利用されてきたこと、そのなかで湿地や湧水が利用され守られてきたこと、平地林は「武蔵野の雑木林」の面影を残す場所であり、残していく必要があることを記載してください。</p>	<p>谷戸、平地林、湿地についての記述を追加いたします。</p>
<p>第4章3”緑”基本方針(4)ア 「飼いきれなくなったペットを捨てません」を「ペットは最期まで責任をもって飼い、捨てたりはしません」にした方が良いと思います。 「飼いきれなくなる」というのをそもそも避けるべきなので。</p>	<p>「終生飼養」の考え方を取り入れる形で、表現方法を改めます。</p>
<p>第4章3”緑”基本方針(4)ア 「希少な動植物を勝手にその生息地から持ち出しません。」を「野生動植物を勝手にその生息・生育地から持ち出しません。」にした方が良いと思います。希少種か普通種かに限らず野生動植物の移動はさけるべきです。</p>	<p>普通種を含む表現方法に改めます。</p>
<p>第4章3”緑”基本方針(4)ア 「希少種の調査・対策に取り組みます」を「希少種の調査・保全に取り組みます」にした方が良いと思います。</p>	<p>表現方法について改めます。</p>
<p>第4章3”緑”基本方針(4)ア 「獣害」を「鳥獣被害」にした方が良いと思います。</p>	<p>鳥類も含めた表現方法に改めます。</p>
<p>第4章3”緑”基本方針(4)ア 工事等ともなう植栽には東京都による「在来種選定ガイドライン」(H26)があるので、それに従うことを記載すべきだと思います。</p>	<p>「在来種選定ガイドライン」に限らず、国等の方針に従うことは、事業者の取り組み項目のひとつである「自然環境、地域の生態系に配慮した開発や事業を行います。」に含まれます。</p>
<p>第4章3”水”基本方針(1)ア 水源かん養機能は広葉樹と針葉樹での明確な差異はないというのが最近の主流の考え方ですので書き方をかえた方がいいと思います。</p>	<p>表現方法について改めます。</p>
<p>第4章3”水”基本方針(3)ア カワウの増加は水産資源への影響があるとは思いますが、水産資源を管理するためにカワウの保護管理は必要だと思います。しかし、生態系のバランスを崩すことについての報告は今のところ未見です。外来生物と在来種であるカワウを併記するのは誤解が生じます。(イノシシ・シカの増加とアライグマの増加の問題は根源的に異なります、目標も異なります) 文章としては「外来生物の放出により、水辺空間の生態系のバランスが崩されないように、保全対策を講じます。また、鮎などが遡上できるよう、河川環境の整備やカワウ対策などの取り組みを推進します。」などがいいのではないのでしょうか。</p>	<p>表現方法について改めます。</p>

意見の要旨	市の考え方
<p>第4章3 “ひと”【現状と課題】など 「障害者(児)」は最近使わないで「障がい者(児)」あるいは「障害者(児)」にするとともに増えています。が、どちらの表記がいいかは分かりません。青梅市では「障害」で統一しているのでそれでもいいとは思いますが。</p>	<p>市では計画等において「障害」を使用しているため、第2次青梅市環境基本計画についても「障害」としております。</p>
<p>第4章3 “ひと”基本方針(1)イ 「自動車の運転マナーを守ります。」を「自動車・自転車の運転マナーを守ります」にした方がよいと思います。 最近ロードレーサーが多いので。</p>	<p>自転車のマナーも考慮に入れ、表現方法を改めます。</p>
<p>第4章3 “緑”基本方針など 「基本方針(1) 緑豊かな森林を守り、育てる」を「(1) 緑豊かな森林を守り、育て、活かす」に、「イ林業の振興」を「イ林業・木材加工業の振興」に、「基本方針(2) 身近な自然を守り、育てる」を「(2) 身近な自然を守り、育て、活かす」にした方がよいと思います。</p>	<p>「(1) 緑豊かな森林を守り、育てる」については、表現方法を改めます。</p>
<p>第4章3 “緑”基本方針(1)イ 「具体的施策4」において「地域で伐採・間伐された木材の活用を図ります。」を「地域で伐採・間伐された木材の活用を図り、木材加工業の強化に努めます。」にした方がよいと思います。</p>	<p>「具体的対策4 地域木材の使用拡大」の「地域で伐採・間伐された木材の活用を図ります。」の中に木材加工業の強化の考えも含まれております。</p>
<p>全体的に地域の木材を利用するに当たり、木材加工業(木工所や製材所など)が、うまく機能していけないと、せっかくの地域木材が、消費者のもとにたどり着かず活かされないのではないかと思います。市内で生産され加工された木材を市内で活用することにより、CO2の削減にも大いに貢献できるのではないのでしょうか？ また、加工された木材は、CO2を固定化にしているとともに、長年使って最終的に不要になったら、燃やしてエネルギーにもできるので、とても環境に良いと思います。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>提案として住居地、公道周辺の伐採を希望します。勿論、地権者の了解が必要とは思いますが、まず、霧困気が明るくなり、冬の道路も乾きやすく、安全面でも利益をもたらす事と思います。行政がより積極的に働き掛けることを希望します。 毎年、成木川では「ホタル祭り」も開催され、夏の行事として定着しつつあります。ただ、成木川の水量は以前と比べて、減少しているようです。スギの代わりに保水力のある樹木に更新することで水生生物の繁殖を復元し、荒川の源流として寄与できるものと思います。そして、もっと川に親しむイベントの企画も必要だと思えます。 当地区は採石場からのダンプカーによる騒音・振動・粉塵に苦慮しています。緑の多さが即、環境がよいとはいえません。よりよい交通網の整備も検討される必要があると思います。また、地元では採石場跡地利用についても検討されている所ですが、個人的には太陽光発電スペースとして利用できるのではないかと思います。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>重点アクション3：生物多様性の保全 当社では、ゆずを植栽し「アゲハチョウの生育ビオトープ」を設置してアゲハの生育や、「黒メダカ」生育の為に水系ビオトープを設置しており、生物多様性保全活動を実施しています。その結果、黒メダカの稚魚は生まれましたが、アゲハは成虫になる姿は確認することは出来ませんでした。思うように成果が得られない状況です。青梅市を通じて専門家に相談できるような取り組みは可能になるのでしょうか。</p>	<p>今後、青梅市生物多様性地域戦略を策定する中で、方策を検討していきます。</p>
<p>計画達成には市民の行動が大きなウェイトを占めています。市民が関心を持ち意識し行動するように演出方法も考えて啓蒙することが大事だと思います。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>大人は現実の生活が中心で環境問題に関心がないと思います。将来の環境を考えるには“三子の魂百まで”で子ども達への意識づけが有効です。特に小学生、中学生に対して。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>主体別取組に学校を入れるべきだと思います。</p>	<p>学校(児童・生徒)の取り組みは「市民」の取り組みに含まれると考えております。</p>

意見の要旨	市の考え方
個別計画の優先順位、行程表を作成すべきだと思います。	施策の優先順位については、担当課で判断し事業推進を図り、今後、庁内で組織する環境推進会議にて評価・点検を行うことを考えております。
計画の概要版を全戸、全事業所、全学校に配布をお願いします。	全戸、全事業所への配布は予定しておりませんが、本計画および概要版につきましては、市ホームページにて公開を予定しております。また、市内小中学校・図書館には本計画の冊子を配布する予定です。
計画を「何故やらなければならないか」の理由として数字や文字、抽象的な言葉では説得力がありません。これからの「自分の子が、孫が、永々と続く子孫が劣悪な環境の中で生きねばならない」ことを考えたらいかなる人間でも環境問題を考えるようになると思います。物事には演出が必要です。	施策については、各主体別の環境行動指針を策定し、具体的な目標については、それぞれの個別計画や個別事業で検討します。
環境問題に関心を持って貰うためには市民、事業者、小中学生、教師にリサイクルセンター、下水処理場の見学が有効な手段。是非実現して下さい。	リサイクルセンターの見学会は各小学校において既に実施しており、また、昭島市の水再生センターの見学会を市民団体と協働により実施しております。
環境都市宣言をすべきです。視覚に訴える演出が必要だと思います。	御意見として承ります。
第4章3 “緑”基本方針(1)イ【各主体の取組】「市」林業従事者の育成 国策で杉、桧を植林し、現状は林業者は被害者。是非、将来のために力をかすべきだと思います。	御意見として承ります。
第4章3 “緑”基本方針(2)イ【各主体の取組】「市」環境教育が推進できる様な森の整備 言葉より現実。青梅のシンボリックな場所を作ってはいかがでしょうか。	青梅の森の整備を進めていきます。
第4章3 “水”基本方針(2)イ【各主体の取組】「市民」下水処理見学は市がしかけるべきだと思います。	市民団体と市の取り組みに追加いたします。
第4章3 “大気”基本方針(1)ア【各主体の取組】「市」剪定枝オンリーの収穫袋を作ったらいかがでしょうか。	御意見として承ります。
第4章3 “ごみと資源”基本方針(1)ア【各主体の取組】「市」リサイクルセンターの見学を入れるべきだと思います。(市民、事業者、学校)	リサイクルセンターの見学会は各小学校において既に実施しており、その取り組みは「授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。」に含まれております。
第4章3 “エネルギー”基本方針(2)ア【各主体の取組】「市」小水力発電所の導入について、市内の製作所の機材を入れたらいかがでしょう。	御意見として承ります。
第4章3 “ひと”基本方針(1)ア【各主体の取組】「市」挨拶、笑顔のまち宣言をしたら。心の大切さを知るきっかけになると思います。	御意見として承ります。
第5章重点アクション(1)基本方針1 環境家計簿を全戸配布すべき。意識づけ実行には最も有効な手段。	御意見として承ります。
第5章重点アクション(3)基本方針4 生物多様性リーダー、コーディネーター、いい計画だとおもいますので、早期実現をお願いします。	御意見として承ります。
第6章 環境連絡会の構成について 学校を入れるべきだと思います。	教育関係者を構成のひとつとして考えておりますので、追記いたします。

2 関係条例・要綱等

(1) 青梅市環境基本条例

平成14年6月28日
条例第34号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 環境基本計画等（第8条—第11条）
- 第3章 施策の推進（第12条—第19条）
- 第4章 開発事業等にかかる環境への配慮（第20条—第22条）
- 第5章 青梅市環境審議会（第23条）
- 第6章 雑則（第24条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青梅市（以下「市」という。）の環境の保全、回復および創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、市、市民、事業者および滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（雨水および地下水の汚染を含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の健康または生活環境に被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化およびオゾン層破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかる環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

- 第3条** 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
 - 3 地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。
- (5) 良好な景観の保全および歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に関すること。
- (7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民および事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全等について関心を払うとともに、必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減ならびに公害の防止および自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動にかかる製品その他のものが使用され、または廃棄されることによる環境への負荷を低減するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境保全等に努めるものとする。

(滞在者の責務)

第7条 市域の自然に親しみ、または文化施設等を利用する滞在者は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 青梅市長（以下「市長」という。）は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青梅市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 環境の保全等に関する施策の基本方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動指針)

第9条 市長は、市、市民、事業者および滞在者の環境に配慮すべき具体的な行動について定める青梅市環境行動指針(以下「行動指針」という。)を策定するものとする。この場合において、当該行動指針は、基本計画に則したものでなければならない。

2 市長は、行動指針を策定するに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての調整)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画および行動指針との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告書)

第11条 市長は、環境の状況および環境基本計画にもとづき実施された施策の状況等について環境報告書を作成し、これを定期的に公表するものとする。

第3章 施策の推進

(水と緑の豊かな環境の保全の推進)

第12条 市は、水(河川、湧水、池等)と緑(森林、樹木、農地、草花等)が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水の保全ならびに緑の保護および緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に努めなければならない。

(環境学習の推進)

第14条 市は、市民および事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに自発的な活動が促進されるよう、環境に関する学習の推進を図るものとする。

(環境状況の把握)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視および測定を行うものとする。

(情報の収集および提供)

第16条 市は、環境の保全等に関する施策を実施するため、環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の保全等に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境管理および環境監査)

第17条 市および事業者は、自らの行為にかかる環境への負荷の低減を図るため、環境管理および環境監査を行うよう努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者およびこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(国、東京都等との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都、その他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 開発事業等にかかる環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

第20条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対して、環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策について、当該開発事業等に関係する市民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施にかかる環境への配慮について要請することができる。

5 市長は、前項の規定による要請を行うに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、軽微な要請については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等にかかる環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告および公表)

第21条 市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部または一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請および勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。

3 この章に定める環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

(紛争の解決)

第22条 開発事業者等は、当該開発事業等の実施により関係する市民等との間に紛争または障害が生じたときは、自らの責任においてこれを解決しなければならない。

第5章 青梅市環境審議会

(青梅市環境審議会)

第23条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、市長の付属機関として青梅市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前章に定める環境への配慮に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等についての基本的事項に関すること。

3 審議会は、前項の市長の諮問に応じるもののほか、同項に規定する事項に関し、市長に意見を述べるすることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 青梅市環境審議会規則

平成 14 年 7 月 10 日
規則第 38 号

(趣旨)

第1条 この規則は、青梅市環境基本条例（平成 14 年青梅市条例第 34 号）第 23 条第 6 項の規定にもとづき、青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 青梅市長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民 4 人以内
- (2) 各種団体の代表 2 人以内
- (3) 事業者 3 人以内
- (4) 学識経験者 4 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2 人以内

(会長および副会長)

第3条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長および副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(部会)

第5条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会を招集するほか、部務を掌理し、部会の経過および結果を審議会に報告する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境保全担当課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成 14 年 7 月 20 日から施行する。

(3) 青梅市環境推進会議設置要綱

平成 17 年 9 月 1 日 実施
改正 平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日
平成 26 年 4 月 1 日

1 設置

青梅市の環境の保全等に関する施策について検討し、その円滑な推進を図るため、青梅市環境推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

推進会議の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 青梅市環境基本計画の推進における施策・事業の計画、点検および見直し等の進行管理に関すること。
- (2) その他環境政策の推進に関し、必要と認められる事項

3 組織

- (1) 推進会議は、委員 16 人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

ア 委員長 環境部長

イ 副委員長 企画政策課長および環境政策課長

ウ 委員 総務課長、契約課長、市民活動推進課長、清掃リサイクル課長、下水管理課長、都市計画課長、公園緑地課長、商工観光課長、農林課長、建設部管理課長、教育総務課長、社会教育課長および総合病院事務局管理課長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。
- (3) 推進会議は、必要があると認めたときは、推進会議の構成員以外の者から意見を聴取することができる。

4 委員長、副委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する副委員長が職務を代理する。

5 会議

推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 報告

委員長は、必要に応じて推進会議の検討等の経過および結果を青梅市長に報告する。

7 庶務

推進会議の庶務は、環境政策担当課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

9 実施期日

この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から実施する。

10 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

(4) 青梅市環境基本計画推進要綱

平成 20 年 4 月 1 日 実施
改正 平成 26 年 4 月 1 日

1 目的

この要綱は、青梅市環境基本計画（以下「基本計画」という。）第 6 章の計画の推進のしくみに加え、基本計画に定めた取組内容（以下「取組内容」という。）の円滑な実施について必要な事項を定め、もって基本計画の着実な推進を図ることを目的とする。

2 推進方針

- (1) 基本計画は、取組内容の実施主体である青梅市民、市民団体、青梅市（以下「市」という。）、事業者および滞在者の自発的な取組により推進していくものとする。
- (2) 基本計画は、青梅市環境基本条例（平成 14 年条例第 34 号）第 18 条の規定にもとづき、市が各実施主体の自発的な取組が促進されるよう必要な措置を講じ、推進していくものとする。
- (3) 前号の市が講ずる必要な措置として、既定の計画推進のしくみに加え、取組内容に関する実施主体相互の共通理解と連絡調整を図るための青梅市環境連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、必要に応じ開催する。

3 連絡会

(1) 所掌事項

- ア 基本計画および取組内容の共通理解と周知に関すること。
- イ 取組内容の実施主体相互間との連携の確保と情報交換に関すること。
- ウ その他基本計画の推進に関し、必要と認められる事項に関すること。

(2) 構成員

連絡会は、おうめ環境市民会議、市民団体、事業者等の、市において参加の意思確認を行った実施主体（以下「参加団体等」という。）の代表者および市職員をもって構成する。

(3) 期間

市は、参加団体等に対し、2 年ごとに参加の意思確認を行う。

(4) 会議

- ア 連絡会の会議は、青梅市長（以下「市長」という。）が参加団体等に通知し開催する。
- イ 連絡会は、市長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させて説明または意見を述べさせることができる。
- ウ 連絡会の会議の進行は、環境担当部長が行う。

(5) 庶務

連絡会の庶務は、環境政策担当課において処理する。

(6) その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

4 実施期日

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

5 経過措置

この要綱の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

3 用語解説

●あ行

アイドリングストップ（運動）

自動車などが走行していないとき、エンジンをつけたままにしている状態をアイドリングといい、そのアイドリングをできるだけやめようという運動。燃料消費の無駄を減らし、大気汚染物質や温室効果ガスの削減に効果がある。

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄の酸化物の総称で、石炭、重油を燃焼する際に発生する。水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になるほか、呼吸器疾患を引き起こす大気汚染物質である。

一酸化炭素（CO）

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

雨水浸透ます

雨水の地下浸透を促す設備の一つであり、コンクリート性の筒型の形状で、多数の穴を開けてあるもの。この多数の穴を通して雨水は地下に浸透する。中小河川の多くは湧き水を水源としているが、近年の市街地の拡大により、コンクリートやアスファルトで覆われた地面の割合は高まっている。このため地下へ浸透する雨水の量は減少しており、自然の水循環の流れを衰退させている。

エコドライブ

不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、CO₂などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコマーク

環境保全型製品の普及・促進を図るために、(財)日本環境協会が環境にやさしい製品を認定するもので、平成元年に開始された。一面的な環境への負荷のみを考慮するのではなく、原料の調達から廃棄・リサイクルまで全てのライフサイクルにわたる環境への負荷をチェック・評価する手法がとられている。

エネルギー基本計画

エネルギー政策の基本的な方向性を示す計画で、エネルギー政策基本法第12条の規定にもとづき政府が作成する。

平成22年6月に第四次となる見直しが行われ、エネルギー政策の基本である3E（エネルギーセキュリティ、温暖化対策、効率的な供給）に加え、エネルギーを基軸とした経済成長の実現と、エネルギー産業構造改革を新たに追加している。

エネルギーミックス

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光や風力等のさまざまな種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することをいう。

援農ボランティア

市町村等の研修会に参加して農作業の基本的知識を学び、登録された上で農協などを通じて農作業を無料で行う人をさす。

オープンガーデン

個人の庭を一般公開すること。訪れた人と季節植物を楽しむなど、植物園とはまた違った楽しみがある。

オゾン層の破壊

スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていたフロンが引き起こす現象である。オゾン層は太陽光線の中の有害な紫外線を吸収することにより、生命を保護する役割を果たしている。フロンは大気中でほとんど分解されず、成層圏中のオゾンを破壊してしまい、オゾン層が減少すると、地表に達する有害紫外線の量（UV-B）が増え、皮膚ガンや白内障などの増加、免疫機能の低下や成長阻害をはじめとする生態系への影響など様々な悪影響が引き起こされる可能性がある。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類としている。

●か行

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種でマングース、ブラックバス、アメリカシロヒトリなどが知られている。

外来種のうち、移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担することをさす。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境家計簿

消費者一人ひとりが日々の生活のなかで環境に負荷を与える行動や、反対に環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算の様に一定期間の集計を行ったりするもの。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定にもとづき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本法第 15 条にもとづき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画で、平成 6 年に第一次計画、平成 12 年に第二次計画、平成 18 年に第三次計画、平成 24 年に第四次計画が閣議決定された。

第四次環境基本計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」などの 9 つの重点分野、「震災復興、放射性物質による環境汚染対策」を掲げている。

環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障をきたす恐れのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境保全型農業

一般的には可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。

環境マネジメントシステム（EMS）

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、このPDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

カンクン合意

メキシコのカンクンで開催された COP16 で採択された一連の国際的な合意。先進国と途上国の双方の温室効果ガスの削減目標や行動が気候変動枠組条約の下で正式なものとして合意された。

間伐材

森林の成長過程で密集化する立木を間引く間伐の過程で発生する木材をいう。

企業の森

地球温暖化防止や生物多様性の保全などの観点から、森林の役割に対する社会的な関心が一層高まる中で、「企業の社会的責任（CSR）」としての環境活動として、多くの企業が森づくりに関心を持ち、活動を進めている。

東京都では、総合的な花粉症対策を推進するため、花粉症対策本部を設置し、都民、事業者等が幅広く参加・協働して花粉の少ない森づくりを行う「企業の森」事業を実施している。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

昭和 63 年に、UNEP と WMO により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

京都議定書

平成 9 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択された議定書。平成 17 年 2 月に発効された。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成 13 年には国等によるグリーン調達の促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されている。

グリーンコンシューマー

環境ラベルの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入したりするなど、環境に配慮した行動をする消費者をいう。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。このような消費者が増大することで、リサイクル商品をはじめとする環境配慮商品が市場に出回る効果を持つ。

グリーンマップ

「地図を作る」という行為を通じて、自分の暮らしているまちの環境にいいもの、環境に悪いものを地域の住民と調査しながら、世界共通の 125 個の「グローバルアイコン」と呼ばれる絵文字を使って地図に表す環境マップのこと。

建築物環境計画書制度

東京都が、平成 14 年 6 月より開始した制度で、延床面積 1 万㎡（平成 22 年 10 月 1 日より 5,000 ㎡）を超える、新築・増築であり、環境配慮の取組を示した届出を計画時・完了時に提出することが義務づけられている。従来型の規制的手法ではなく、建築主自身が環境配慮の取組を指針にもとづいて評価すること、都が建築物環境計画書等を広く社会に公表することなどにより、建築主の自主的な取組を促そうとする点が特徴となっている。

公害対策基本法

日本の四大公害病である水俣病、第二水俣病（新潟水俣病）、四日市ぜんそく、イタイイタイ病の発生を受け制定された公害対策に関する日本の基本法。昭和 42 年 8 月 3 日公布、同日施行。平成 5 年 11 月 19 日、環境基本法施行に伴い統合、廃止。本法律下では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の 7 つを公害と規定。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定および再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

国連環境計画（UNEP）

昭和 47 年にストックホルムで開催された国連人間環境会議の結果として設立された国連機関であり、本部はケニアのナイロビに置かれている。国連諸機関が行っている環境に関する諸活動の総合的調整管理および環境分野における国際協力の推進を目的としている。

コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

子どもの水辺

子どもの水辺協議会が、その地域内でプロジェクトの趣旨に沿った場所を申請し、登録された水辺のこと。

混交林

2 種以上の樹種から成る山林をいう。

●さ行

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

酸性雨

二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってくる（沈着）。それには 2 種類あり、一つは、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で沈着する場合（「湿性沈着」と呼ばれる。）であり、もう一つは、ガスや粒子の形で沈着する場合（「乾性沈着」と呼ばれる。）である。当初はもっぱら酸性の強い（pH の低い）雨のことにのみに関心が寄せられていた。しかし、現在ではより幅広く、「酸性雨」は湿性沈着および乾性沈着を併せたものとしてとらえられている。

資源有効利用促進法

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。「再生資源利用促進法」（平成 3 年制定）を抜本的に改正し「資源有効利用促進法」と名称を改め、平成 12 年に制定された。

同法は、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたりリサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり部品などを再使用するべき業種など 7 項目について、業種や製品を具体的に指定している。

持続的発展が可能な社会

「環境と開発に関する世界委員会」報告書「Our Common Future（我らの共有の未来）」の中で使われている言葉で、「将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすような社会（開発）」と定義している。

シックスクール

保育園や学校の建材、内装材に含まれる接着剤成分「ホルムアルデヒド」や塗料に使われる「トルエン」などが空気中に放出され、頭痛、吐き気、めまいなどの症状を引き起こす。新築住宅入居時に発症することがある「シックハウス症候群」とほぼ同じ症状。

シックハウス

住宅の高気密・高断熱化や、揮発性有機化合物が発生する建材・内装材の使用に由来する健康障害の総称。特に新築・増改築後の住宅に居住することで、目やのどの痛み、頭痛、めまい、息苦しさ、吐き気などの症状が起こる。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成 12 年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されている。

小水力発電

一般に 1,000kW ～1 万 kW 程度の水力発電のこと。また「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象のように出力 1,000kW 以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともある。

親水・親水空間

河川、湖沼などへ近づいて散策したり、水遊び、釣りなどを楽しむことができ、人々が水辺の景観や自然などに親しみを感じられることをいう。

河川ではかつて、コンクリート 3 面張りの護岸整備や水質汚濁が進み、人々と河川の距離が離れてしまった。そこで、川に人々を呼び戻すため、多自然型川づくりによって川の水に触れられるような護岸整備が進んでいる。最近では、単に「水に親しむ」ことだけでなく、公園を整備したり、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられている。

浸透トレンチ

雨天時に、雨水が排水溝を通じて河川へ一気に流出する都市型水害が起こることを抑えるため、雨水を浸透させる透水性配水管のこと。

森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループのこと。

水源のかん養

森林の土壌が雨水を溜めることで、地表から雨水が川へ流れ込む量を一定にし、川の流量を安定させて洪水を緩和すること。また、雨水の地下浸透によって、地下水の量が増えるとともに、水質を浄化させる機能も持っている。

スマートコミュニティ

地域で家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく次世代の社会システムを基盤とするまちづくりのこと。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。

生物多様性条約など一般には、

- 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- 様々な生物種が存在する＝種の多様性
- 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

平成20年法律第58号。生物多様性の保全および持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民および民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性地域戦略

生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）は、生物多様性基本法において、「単独又は共同して定めるよう努めなければならない」として、地方公共団体への努力義務として示されたもので、地域で起こっている生物多様性に対する様々な危機を回避し、持続的な利用を可能にすることを目的とするもの。

●た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をいい、プラスチックや漂白された紙を燃やした場合など、廃棄物の焼却過程で主に生成される毒性の強い物質。分子構造の違いによって、PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナーPCB は十数種類の仲間があり、それぞれ異なる毒性をもっている。急性毒性、慢性毒性、発ガン性、生殖毒性・免疫毒性、催奇形性があると考えられていて、具体的には心筋障害、肝臓の代謝障害、免疫異常、子宮内膜症などの影響の恐れがある。

大気汚染防止法

昭和 43 年法律第 97 号。「工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的」とした法律。

堆肥化

一般廃棄物に関して、生ごみの占める割合は大きく、ごみの減量のためには生ごみを堆肥化し、農家などに譲るといったシステムの立ち上げが有効であるといわれている。

太陽光発電

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。

窒素酸化物

一酸化窒素（NO）と、二酸化窒素（NO₂）が主なもので、石油やガスなどの燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房など様々なものがある。

大気汚染物質を対象とした場合、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物という。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグを引き起こす。また、窒素酸化物は大気中で硝酸に変化し、雲に取り込まれ、やがて強い酸性を示す雨となって地上に降り注ぐ。

低公害車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

国土交通省、経済産業省および環境省が平成 13 年 7 月 11 日に策定した「低公害車開発普及アクションプラン」において、実用段階にある低公害車は、天然ガス自動車（CNG 自動車）、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車とし、次世代低公害車は、燃料電池自動車、技術のブレークスルーにより新燃料あるいは新技術を用いて環境負荷を低減する自動車として定義付けている。政府としては、これらの低公害車の開発・普及を積極的に推進することとしている。

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。舗装の素材として、高炉スラグ、使用済みガラス等のリサイクル材料を利用する工法も開発されている。

特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（平成 16 年）によって規定された生物。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、「海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」として政令により定められる。

●な行

燃料電池自動車

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池自動車は、搭載した燃料電池で発電し電動機の動力で走る車を指す。

●は行

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

バリアフリー

障害者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態。

ビオトープ

本来は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われている。

フィージビリティスタディ（実行可能性調査）

新事業を計画する際、採算面からその事業が成立する可能性を事前に調査すること。これにより、生産段階より製品の需要量の把握や、リユース・リサイクルを検討し、製品の社会的ニーズやそのアイデアに見合った無駄のない生産が可能になる。

浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粉じんの内、 $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

ブルントラント委員会最終報告

ノルウェーのブルントラント女史を委員長とする委員会。この委員会は昭和59年から昭和62年までの4年間、精力的な活動を行い、その報告書「Our common future（我ら共有の未来）」を国連総会に提出した。この報告書では、環境と開発の関係について、「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」という「持続可能な開発」の概念を打ち出し、その後の地球環境保全のための取組の重要な道しるべとなった。

フロンガス

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物（CFC、HCFC、HFC）の総称。これらの物質は、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しない。また揮発性や親油性などの特性を持っており、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきた。

オゾン層破壊の原因として知られており、オゾン層の保護に関するウィーン条約やオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書により規制が進められることとなった。国内でも、オゾン層保護法（平成10年）やフロン回収・破壊法（平成13年）などにより対策が進められている。

●ま行

マイバッグ持参運動

消費者が買い物袋を持参して買い物をすること。レジ袋の削減により、原料となる化石燃料の削減につながる。このように、買い物に袋を持参して環境負荷を減らそうという運動をマイバッグ運動と呼ぶ。

平成 18 年 4 月に施行された改正容器包装リサイクル法で、一定量以上の容器包装を利用する事業者に取り組み状況の報告が義務付けられ、一部の地域や小売店で、レジ袋の有料化やマイバッグの持参を呼びかける動きが広がっている。

マニフェスト制度

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理（無害化や減量化などの処理）、最終処分（埋め立て処分）などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容とおりの処理が適正に行われたことを確認するための制度。

水辺の楽校

河川を豊かな自然環境に近づけながら、子どもたちの安全な遊び場をつくろうと始まった国土交通省の取組。

緑の回廊

森林生態系保護地域を中心にほかの保護林とのネットワークの形成を図るため、これらの保護林間を連結する野生動植物の移動経路のこと。野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流に資することを目的として管理を行うことにより、分断化された個体群の保全と個体群の遺伝的多様性の確保、生物多様性の保全を期待している。

●や行

ユニバーサルデザイン

誰もが使いやすく、より快適な環境に設計されたデザインのこと。

●ら行

ライフサイクルアセスメント（LCA）

その素材や製品が、製造・使用・廃棄、さらにはリサイクルといったライフサイクルを送る過程で、どれほどの資源を消費し、どれほどの環境影響を与えたかを総合的に分析・解析して評価するもの。

リターナブル製品

繰り返し使用される製品のことで、代表的な製品としては、一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなどがある。

レンタサイクルシステム

自治体などが主体になり、ステーション（自転車貸出返却所）を設けて自転車を共有するシステム。

●英数

BEMS

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム のこと。

BDF（バイオディーゼル燃料）

油糧作物（なたね、ひまわり、パーム）や廃食用油といった油脂を原料として製造する軽油代替燃料。化石燃料由来の燃料に比べ、大気中の CO₂ を増加させないカーボンニュートラルの特性を持った燃料。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が微生物によって二酸化炭素や水に分解されるときに消費される酸素の量をいう。単位は mg/ℓ で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

COP

平成 4 年の地球サミット（国連環境開発会議）で採択された「気候変動枠組条約」の締約国により、温室効果ガス排出削減策等を協議する会議。

HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。

ISO14001

ISO とは、International Organization for Standardization（国際標準化機構）の略称で、製品やシステムの国際規格を定める国際機関。

ISO14001 は、環境に配慮した活動を推進する仕組み（環境マネジメントシステム：Environmental Management System）の国際規格である。

PCB

PCB は Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に 209 種類の異性体が存在し、なかでも、コプラナーPCB と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされている。

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。

PM2.5（微小粒子状物質）

浮遊粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm 以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

ppm

parts per million の略。百万分率を示す単位で、大気汚染の濃度表示などに用いられる。例えば、 1m^3 (100 万 cm^3) の空気中に 1cm^3 の硫酸化物が混じっている場合の硫酸化物濃度を 1ppm と表示する。

4R

循環型社会を形成していくためのキーワードで「リフューズ (Refuse) 廃棄物の発生源となるものの受入れを断る」、「リデュース (Reduce) 廃棄物の発生抑制」、「リユース (Reuse) 再使用」、「リサイクル (Recycle) 再生利用」の頭文字をとったもの。